

日本心臓リハビリテーション学会認定優良プログラム施設規則

第1章 総則

(目的)

第1条

この制度は、日本心臓リハビリテーション学会（以下、本学会という）が、標準リハビリテーションプログラムに基づいて、優良な包括的心臓リハビリテーションプログラムが運用されている施設を認定することにより、国民の健康・福祉に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条

この制度において認定する施設は、日本心臓リハビリテーション学会認定優良プログラム施設（以下、認定優良プログラム施設）という。

(認定施設の指定)

第3条

本学会のレジストリー・施設認定制度委員会が認定優良プログラム施設として適当と認めた施設に対しては、理事会の承認を経て、理事長が認定優良プログラム施設証を交付し、施設名簿にて公示する。

第2章 認定優良プログラム施設の要件

(申請資格)

第4条

本学会の認定優良プログラム施設の指定を申請する診療施設は、次の条件をすべて満たすことを要する。

- (1) 心大血管疾患リハビリテーション料（I）の認定を受けている。
- (2) 日本心臓リハビリテーション学会認定医または上級指導士が1名以上勤務している。
- (3) 心臓リハビリテーション指導士が2名以上勤務している。
- (4) 心肺運動負荷試験に基づく運動処方を年間50例以上実施している^{※1}。
- (5) 患者教育プログラムを作成し運用している。
- (6) 医師または医師の指示に基づき、看護師が個別面談・生活指導を実施している。
- (7) 外来回復期心臓リハビリテーションを年間50例以上実施している^{※1}。
- (8) 日本心臓リハビリテーション学会学術集会において、施設に所属するスタッフが筆頭演者として過去3年間で3題以上の演題発表を行っている。
- (9) 心臓リハビリテーションのデータベースを作成するための学会事業であるレジストレー

ションに参画し、原則として全例登録を行っている。

(10) 敷地内禁煙を実施している。

※¹ 過去3年間の年間症例数の提示が必要。

症例はそれぞれの年の1月1日から12月31日までが対象となる。

第3章 認定優良プログラム施設の申請および認定方法

(申請方法)

第5条

1. 本学会の認定優良プログラム施設の指定を受けようとする診療施設の長は、所定の申請書類を本学会のレジストリー・施設認定制度委員会に提出する。
2. 審査料3万円

(審査)

第6条

本学会のレジストリー・施設認定制度委員会は、年1回申請書類を審査する。

(認定)

第7条

1. 本学会理事長は、レジストリー・施設認定制度委員会において審査された認定優良プログラム施設に対して、理事会の承認を経て認定優良プログラム施設証を交付する。
2. 認定料は3万円とする。
3. 認定日は同年9月1日とする。
4. 認定期間は、5年間とする。

(義務)

第8条

認定優良プログラム施設は、自施設の心臓リハビリテーションの質の向上に努め、心臓リハビリテーションに関する学術活動および学会での活動を積極的に取り組み、我が国での心臓リハビリテーションの普及に努め、日本における心臓リハビリテーションのデータベースを作成するための学会事業であるレジストレーションへの参画を誓約し、以後原則としてレジストリーに全例登録を行う。

第4章 認定優良プログラム施設の更新と認定方法

(認定更新の申請方法)

第9条

本学会の認定優良プログラム施設の更新を申請する施設の長は、所定の申請書類を本学会のレジストリー・施設認定制度委員会に提出する。

(更新の審査及び認定)

第10条

1. 本学会理事長は、レジストリー・施設認定制度委員会において審査された認定優良プログラム施設に対して、理事会の承認を経て認定施設証を交付する。
2. 認定料は3万円とする。
3. 認定日は同年9月1日とする。
4. 認定期間は、5年間とする。

第5章 認定優良プログラム施設の資格の喪失

(資格の喪失)

第11条

1. 本学会の認定優良プログラム施設は、次の理由によりその資格を喪失する。
 - (1) 認定優良プログラム施設を辞退したとき。
 - (2) 認定優良プログラム施設の更新を受けないとき。
 - (3) 認定更新の要件(第4条)を満たさないとき。
2. 本学会の認定優良プログラム施設は、認定期間内であっても次の理由によりその資格を喪失する。
 - (1) 心大血管疾患リハビリテーション料(I)の認定を喪失したとき。
 - (2) 日本心臓リハビリテーション学会認定医または上級指導士、心臓リハビリテーション指導士の要員数を満たさなくなったとき^{※3}。

^{※3} 要員数不在となった際は、該当年度の次年度内に要員数を満たすことが必要。

(資格の取消)

第12条

本学会理事長は、認定優良プログラム施設が下記のいずれかに該当するとレジストリー・施設認定制度委員会が認めた場合、理事会の承認を経て何時でも認定優良プログラム施設の資格を取り消すことができる。

- (1) 申請書類に虚偽が認められたとき。
- (2) 認定優良プログラム施設としてふさわしくない行為が認められたとき。

第6章 本制度の運営

(レジストリー・施設認定制度委員会委員長の職務)

第13条

レジストリー・施設認定制度委員会の委員長は、委員会を管掌し本制度の円滑な運営を図る。

(公示方法)

第14条

本制度の運営に関する決定事項は、本学会ホームページ等によって会員に告知する。

第7章 規則の改廃

(規則の改廃)

第15条

本規則の改廃は、レジストリー・施設認定制度委員会の議を経て理事会の承認を受け、評議員会に報告するものとする。

第8章 補則

(細則)

第16条

この規則の施行についての細則は、別に定める。

(施行日)

第17条

本規則は、平成28年3月1日より施行する。